

一般社団法人 日本専門看護師協議会 社員(評議員)選定に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本専門看護師協議会の定款第3章5条の規定に基づく、社員(評議員)の選定に関し必要な事項を定めるものである。

(選挙権)

第2条 正会員は選挙権を有する。

2 この選挙の選挙人は、告示により定められた日までに当該年度の会費を納入している正会員とする。ただし、期日までに会費が未納である者、正会員でなくなった者、及び住所不明者を除くものとする。

(被選挙権)

第3条 この選挙の被選挙人は、正会員歴が原則として3年以上の者で、告示の日までに当該年度の会費を納入している正会員とする。

(選挙区)

第4条 この選挙の選挙区は専門看護分野により構成され、別表に掲げるとおりとする。

2 ただし、以下に定める定数に満たない分野は、これに該当しない。

(所属選挙区)

第5条 選挙人が所属する選挙区は、本協議会に登録されている選挙人の専門看護分野により定める。

(異動予告)

第6条 選挙人は、連絡先に変更があるときには、選挙管理委員会が定める期日以前に限り、届け出により連絡先を変更できるものとする。

(定数)

第7条 日本看護協会が分野認定をしている各専門看護分野の内、正会員数が10名以上20名未満の専門看護分野は1名、正会員数が20名以上80名未満の専門看護分野は2名を選定する。また、正会員数が80名以上の専門看護分野においては、30名ごとに1名ずつ定数枠を設ける。1分野の定数は最大で10名とする。

2 選挙管理委員会は、公示で定めた期日までにその年度の会費を納入している正会員数により選挙区毎の定数を決定し、公示しなければならない。

(投票)

第8条 投票は所属選挙区に対し1名、全選挙区から1名を選定する。

2 ただし、所属選挙区が定数に満たない場合は、全選挙区の投票のみとなる。

(当選者)

第 9 条 この選挙の当選者は、選挙区ごとに、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2 定数に達する順位の方が複数のときは、正会員歴の長い順とし、正会員歴が同等の場合は生年月日が早い者とする。

3 選定された者が定まった時は、選挙管理委員会が選定された者にその旨を通知し、その承諾を得る。

4 選定された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選者とする。

5 当選者が定数に満たない場合は、再選挙を行うことができる。

(欠員の補充)

第 10 条 社員(評議員)に欠員を生じたときは、社員(評議員)選挙における次点者をもって補充する。

(選定規程の変更)

第 11 条 この選定規程は、理事会の議を経、社員(評議員)総会の承認を得なければ変更することができない。

(雑則)

第 12 条 この選定規程のほか、社員(評議員)の選任に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この選定規程は、平成 30 年 9 月 19 日から施行する。

(附則)

この選定規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

(附則)

令和 5 年 2 月実施の選挙に関しては、既に理事就任を承諾した者および辞退した者を除く正会員を被選挙人として、前項で定めた定数を満たす社員(評議員)を選出する。

(別表)評議員の選挙区(専門看護分野)

がん看護

精神看護

地域看護・在宅看護

老人看護

小児看護

母性看護

慢性疾患看護

急性・重症患者看護

感染症看護

家族支援

遺伝看護

災害看護

放射線看護